

摂津市地域公共交通協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、摂津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項や地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した公共交通サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を大阪府摂津市三島一丁目1番1号（摂津市役所内）に置く。

(所掌事務)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の協議を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 摂津市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する者
- (6) 公安委員会又はその指名する者
- (7) 地域公共交通の利用者
- (8) 学識経験者
- (9) その他協議会の運営上必要と認められる者

(会長等)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条に掲げる委員の互選によって決める。

- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議で報告すること。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年以内とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、構成団体が招集し、初回の会議で会長を選任するものとする。以降、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が対面の参加によらない場合は、会長が別の者に議長を指名することができる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 出席委員の過半数の賛同をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会議の運営に係る議決で会長が認める場合は、この限りでない。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議傍聴規程で定める。

(書面審議)

第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 会議で協議が整った事項については、委員及び協議会の構成する者はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第11条 協議会は、第4条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(事務局)

第12条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、摂津市建設部道路交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 前三項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局規程で定める。

(会長の専決処分)

第13条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを直後の協議会の会議において報告しなければならない。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、摂津市からの補助金、負担金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。

(報償及び費用弁償)

第16条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

(監査)

第17条 会長は、年度毎に事業終了後速やかに、事業及び会計に係る書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告しなければならない。

(協議会の解散)

第18条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年2月26日から施行する。